

奈良県多文化共生ボランティア登録・紹介制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県の在住外国人が暮らしやすい地域づくりを進めるなど、多文化共生社会の実現を図るため、奈良県（以下、「県」という。）が「奈良県多文化共生ボランティア登録・紹介制度（以下、「本制度」という。）」を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「多文化共生ボランティア（以下、「ボランティア」という。）」とは、多文化共生社会の実現を図るため、次の各分野において自発的に、かつ、非営利に活動をする者であって、その意志をもって県に登録を申し込み、かつ県に登録された者（以下、「登録者」という。）の総称をいう。

(1) 通訳ボランティア

県内での在住外国人に対する公共サービス（生命に関するもの、裁判など係争中にあるもの、行政処分に関するもの、高度な専門性を求められるものを除く）や県内で実施される国際交流・多文化共生活動（営利目的、布教目的、政治目的の活動と思われるもの等を除く）に係る通訳を行う。

(2) 文化紹介ボランティア

県内で地方公共団体及びその外郭団体が実施する多文化共生に関するイベントなどで、日本も含めた各国の文化・習慣の紹介や料理講座、舞踊・楽器演奏等のパフォーマンスを行う。

(3) 災害時通訳・翻訳ボランティア

奈良県を含む近畿府県で大規模な災害が発生した際に、被災地等において県や関係機関、関係団体の要請に基づき、外国人支援のための活動を行う。

(登録要件)

第3条 前条第1号及び第2号のボランティアに登録できるものは、次の要件をすべて満たす個人とする。

(1) 満18歳以上の者

(2) 本制度の趣旨を理解する者

(3) メールで連絡がとれる者

(4) 県内若しくは本県に隣接する府県に在住又は県内に通学・通勤する者

(5) 日本語と外国語でコミュニケーションが可能な者

2 前条第3号のボランティアに登録できるものは、前項第1号から第3号及び次の要件をすべて満たす個人とする。

(1) 日本語と外国語で日常会話が支障なくできるレベルの語学力、若しくは日本語を外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」に変換できる日本語力を有する

者

- (2) 県が指定する災害時通訳・翻訳ボランティアに関する研修を、原則3年間に2講座受講している、または、今後受講を予定していること。ただし、在住地域の地理的な要因等により、受講が困難な者については、この限りではない。

(登録手続等)

第4条 ボランティアとして登録しようとする者は、別に定める登録申請書(第1号様式)により、県に申請するものとする。

2 県が、前項の申請書を受理したときは、その内容を確認・審査し、登録の可否を決定して、その結果を登録申込者に通知するとともに、登録可と決定された者を登録者名簿に登録するものとする。

3 登録者名簿に登録された者(以下、「登録者」という。)は、登録後に登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を県に届け出るものとする。

4 登録は、第2条に掲げる複数の分野にわたって行うことができるものとする。

(登録期間等)

第5条 ボランティアの登録期間は、登録した日から登録後最初の3月31日までとする。

2 登録者が登録の抹消を希望しない場合に限り、登録期間は自動的に1年間延長するものとする。ただし、自動更新は最長2回までとし、3回目の更新の際には、県が登録者に対して、更新の意志を確認するものとする。

(登録の抹消)

第6条 県は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から申し出があったとき
- (2) 登録者が死亡したとき
- (3) 登録者が連絡不能となったとき
- (4) ボランティアとしてふさわしくないと認められる行為があったとき

(依頼者の要件)

第7条 登録者の紹介を依頼することができる者(以下、「依頼者」という。)は、次の各号のいずれかに該当し、県が認めるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体又はその外郭団体
- (2) その他県が特に必要と認めるもの

(依頼回数の上限)

第8条 依頼者が登録者の紹介を依頼することができるのは、同じ案件につき同一年

度において2回までとする。

(紹介の手続き等)

第9条 依頼者は活動依頼申請書(第2号様式)により、原則として、3週間前までに県へ申し込まなければならない。ただし、第2条3号のボランティア及び、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 県は、前項の申込書を審査の上、その内容を適当と認めるときは、登録者名簿から依頼の内容に適した登録者を対象に募集し、応募者の中から選定するものとする。

3 県は、前項による選定を行ったときは、速やかに選定した登録者に連絡し、承諾を得られた場合は、依頼者に氏名、連絡先を通知するものとする。

4 依頼者は、紹介された登録者と直接連絡・調整を行うものとする。

5 県は、第1項の申込書の内容を不相当と認めるとき、又は適任者がいなかったときは、速やかにその旨を依頼者に連絡するものとする。

6 依頼者は、第4項の調整の結果について、県に連絡することとする。

(活動内容の事前説明等)

第10条 依頼者は、活動に従事するボランティアの決定後、活動内容等の詳細について、当該ボランティアに対して十分事前説明を行うものとする。

2 依頼者は、活動に従事するボランティアの決定後に、その活動内容等の変更が生じた場合は、速やかに当該ボランティア及び県に連絡するものとする。

(活動の実績報告)

第11条 ボランティア活動終了後、ボランティアは、活動状況報告書(第3号様式)を、ボランティア活動日より1カ月以内に県に提出するものとする。

2 ボランティアの活動終了後、依頼者は、活動完了報告書(第4号様式)を、ボランティア活動日より1カ月以内に県に提出するものとする。

(ボランティア保険)

第12条 本制度によるボランティア活動中の万一の事故に備え、ボランティアを対象とする保険に加入するものとし、県が手続きを行い、その費用を負担するものとする。

(報酬及び費用の負担)

第13条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費及びその他の費用については、依頼者が負担するものとする。第2条第3号のボランティアについては、別に定めるものとする。

(免責等)

第14条 ボランティア及び依頼者は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 ボランティアが活動により被った損害や賠償責任に係る県の補償の範囲は、第12条の保険から支払われる額を限度とする。

3 依頼者は、万一、ボランティア若しくは第三者がボランティア活動に伴って損害等を被った場合は、ボランティア若しくは第三者に対して誠意をもって解決にあたらなければならない。

4 ボランティアの活動不履行等により依頼者が被った損害について、県はその賠償の責を一切負わない。

(個人情報保護)

第15条 県は、ボランティアへの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）に基づき適正に取り扱うものとする。

(守秘義務)

第16条 ボランティア及び依頼者は、その活動中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その活動及び登録が終了した後においても同様とする。

(所管)

第17条 本制度については、奈良県知事公室国際課がその事務を行うこととする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。